

# 令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（一時保護支援員）採用試験募集案内

＜連絡先＞

◆鳥取県福祉相談センター総務課◆

〒680-0901 鳥取市江津318-1

電話(0857)23-6213 <https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月9日（金）～令和8年2月3日（火） ◎採用試験申込書を郵送又は直接持参により申し込んでください。 ◎郵送による場合は封筒の表に「受験申込」と朱書してください。令和8年2月3日（火）午後5時15分までに到着したものを受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。（土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和8年2月10日（火） ◎開場時刻 午後1時 ◎試験開始時刻 午後1時15分
試験会場	鳥取県福祉相談センター 2階体育館（鳥取市江津318-1）
試験結果発表日	令和8年2月13日（金）（予定）（合否通知を発送します。）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
一時保護支援員	3名	①一時保護所における宿直勤務に関する事。 ②一時保護児童の生活支援に関する事。 ③一時保護児童の行動観察に関する事。	福祉相談センター（鳥取市江津318-1）

## 3 受験資格

(1) 深夜業務に従事するため年齢が満18歳以上の方で、性別は問いません。

(2) 必要な資格、免許等

職種	必要な資格等（次のいずれかに該当する人）
一時保護支援員	①学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学又は専門学校において、児童福祉、社会福祉、心理学、教育学、社会学、医学、看護学、保健学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人、若しくは履修中の ②保育士の資格を有し、2年以上児童福祉施設で従事した者 ③社会福祉施設等において、2年以上入所者の生活支援に従事した者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの  
人

・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

#### 4 求める人材

上記2の職務を適切に行うことができ、熱意を持って児童への支援を行うことができること。

#### 5 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	50／150 点	・一時保護支援員として必要な知識を確認するための筆記試験 ・作文テーマに関する受験者自身の考えをA4判用紙1枚（600字から800字程度）に記述して、受験申込時に事前提出
適性検査	—	・一般的な適性を確認するための性格検査（20分程度）
人物試験	100／150点	・個別面接による人物についての口述試験（20分程度）

#### 6 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

#### 7 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 勤務1回 13,923円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日・12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、1,700円～53,100円に1か月の通勤回数を乗じて21で除した額（10/21を上限）を支給します。 ※採用日が月の途中の場合、初月分は支給されません。</p>
福利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象 (加入条件を満たす場合に限る。)
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。（最大1年間に3日） (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	勤務日は月10回以内 勤務時間は、午後5時15分から翌日午前8時30分まで
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。
その他	夕食、朝食時に児童と食事を共にし、食事代を徴収します。

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 8 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1通（顔写真を貼付すること。） (2)専門試験の作文 【専門試験】 以下のテーマについて受験者自身の考えを書いて、採用試験申込書と一緒に事前提出してください。（A4判用紙1枚（600字から800字程度）。ワープロ作成可。） テーマ：「子どもの権利について、あなたが感じていること」 (3)合否通知用受取先を記入した返信用封筒（110円切手を貼付）1通
申込先	鳥取県福祉相談センター 総務課 〒680-0901 鳥取市江津318-1 電話(0857)23-6213 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/">https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/</a>

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

## 9 合格者の決定方法

専門試験、人物試験の得点を合計した得点に適性検査の結果を勘案して合格者を決定します。  
ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 10 試験結果の発表

受験者全員に郵送で合否を通知します。

## 11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	福祉相談センター（鳥取市江津318-1）

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

## 12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

## 13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。